

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(登録事項)</p> <p>第十六条 法第八十四条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合にあつては、その氏名又は通称</p> <p>二 〃 四 (略)</p>	<p>(登録事項)</p> <p>第十六条 法第八十四条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(新設)</p> <p>一 〃 三 (略)</p>